

広島県告示第四百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第七百十三号で認可した千代田都市計画下水道事業千代田公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年八月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

北広島町

二 都市計画事業の種類及び名称

千代田都市計画下水道事業千代田公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月十七日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十一年七月二十三日広島県告示第七百十三号の事業地に山県郡北広島町新郷を追加する。